会津若松商工会議所

# 新型コロナウイルス感染症への対応について(第二報)

当所では、3月19日に出された政府の専門家会議の提言を踏まえ、下記に記載の「3つの条件が同時に重なった場」での行動・事業実施を避けることを大前提として、2020年4月30日(木)までの期間(予定)において、下記のとおり対応することといたしましたので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、感染状況等の変化に応じて、今後、対応を変更する可能性がございます。

記

#### 1. 事業実施の前提条件

以下、3つの条件が重なった場での行動・事業実施は避けることとします。

- ①換気の悪い密閉空間 ②人が密集している ③近距離での会話や発声が行われる (この条件をクリアできる環境でのみ、事業を実施することとします)
- <事業等実施にあたっての注意事項>

上記「3つの条件」をクリアするため、以下のとおり対応します。

- ①「換気の悪い密閉空間」
  - ⇒適宜、休憩時間を設け、会場内の換気を行います。
- ②「人が密集している」
  - ⇒出席人数を限定する(随行者の制限)など、会議規模の縮小を行います。
- ③「近距離での会話や発声が行われる」
  - ⇒会場のレイアウトについて、対面形式は避け、教室形式等で対応します。また、参加者同士の 距離が取れるようにします。

#### 2. 当所主催の会議等について

- (1)会議、セミナー、講演会等
  - ①参加人数に関わらず、上記「前提条件」をクリアできない会議・セミナー・講演会等については、 中止もしくは延期とします。
  - ②議件以外の報告事項や講演の中止または延期など、会議時間の短縮や出席人数の限定による会議 規模の縮小を検討します。
- <開催の際の留意事項>①、②について徹底をお願いします。
  - ①咳や熱など風邪の症状がある場合には、参加をご遠慮いただきます。
  - ②会場での手消毒の徹底をお願いします(会場受付等には消毒液を設置)。
  - ③事務局係員はマスクを着用し、業務に従事します。
  - ④マスクの用意がない出席者が希望した場合は、マスクを配布します。
- (2) 懇親会・交流会(飲食を伴うもの)
  - ・飲食を伴う懇親会・交流会の開催は、主催する組織の長(委員長、座長等)と相談のうえ、原則 として開催を控えます。

- 3. 当所事務局の対応について
- (1) 出勤について
  - ①事務局員本人が、当日37.5度以上の体温がある場合は、出勤を見合わせます。(有給休暇扱い)
  - ②少しでも体調が良くないと感じた場合、出勤前に検温をするなど、体調管理を徹底します。
  - ③事務局員の家族等で発熱等の風邪症状がある場合、必ず総務部に報告します。
- (2) 時差出勤・テレワーク
  - ・現時点で実施の予定はありません。
- (3) 出張
  - ①不要不急の出張は極力見合わせます。
  - ②出張する場合は最小限の人数にとどめます。
- (4) その他
  - ①懇親会について
  - ・プライベートを含め、極力控えます。
  - ②海外への渡航について
  - ・プライベートを含め、極力控えます。
  - ③接客・打合せ(内部打合せ含む)について
  - i)上記「前提条件」をクリアできない場での実施は不可とします。
  - ii) 相手の了解を取った上で、極力電話、メール等を使用するなど、感染防止に努めます。
  - iii) 少しでも体調の悪い事務局員は応対しないよう、部署内で調整します。
  - iv)マスクの着用、相手との距離を置くなどの対応を行うとともに、時間の短縮を心掛けます。
  - ④会議室・応接ブースの利用について
  - i)会議室を利用する場合、換気のため、可能な限り扉は開放状態にします。
  - ii) 利用後は利用者が消毒液を使用して、消毒を行います。 ※会議室、応接ブースに限らず、密閉された空間での会議、打合せ、作業等の際は、上記対応を 徹底します。
  - ⑤その他
  - ・手洗い、手消毒の徹底、マスクの着用を含む咳エチケット等、個人での感染防止策に努めます。

会津若松商工会議所

## 新型コロナウイルス感染症への対応について

当所では、政府からの「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針(令和2年2月25日決定)」に基づく要請を受け、2020年3月31日(火)までの期間(予定)において、下記のとおり対応することといたしましたので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、感染状況等の変化に応じて、今後、対応を変更する可能性がございます。

記

- 1. 当所主催の会議等について
- (1) 議員総会・常議員会等
  - ・議件に審議事項のあるものについては、原則、予定どおり開催します。
  - ・議件以外の報告事項や講演の中止または延期など、会議時間の短縮や出席人数の限定による会議 規模の縮小を検討します。

### <開催の際の留意事項>

- ・咳や熱など風邪の症状がある場合には、参加をご遠慮いただくことがあります。
- ・会場での手消毒の徹底をお願いします。(会場入口には消毒液を設置)
- ・マスクの用意がない出席者が希望した場合は、マスクを配布します。
- (2) 上記以外の会議、セミナー、講演会等
  - ・参加者が 50 名以上の会議、セミナー、講演会等については、関係者の意向等を踏まえて中止も 含め検討します。
  - ・共催後援団体、協力企業団体から中止要請があった場合は中止とします。
- (3) 懇親会・交流会(飲食を伴うもの)
  - ・飲食を伴う懇親会・交流会、昼食会の開催は、主催する組織の長(委員長、座長等)と相談のう え、原則として開催を控えます。
- 2. 当所事務局の対応について
- (1) 出勤について
  - ・事務局員本人が、当日37.5度以上の体温がある場合は、出勤を見合わせます。 (有給休暇扱い)
  - ・少しでも体調が良くないと感じた場合、出勤前に検温をするなど、体調管理を徹底します。
  - ・事務局員の家族等で発熱等の風邪症状がある場合、必ず総務部に報告します。
- (2) 時差出勤・テレワーク
  - ・現時点で実施の予定はありません。
- (3) 出張
  - ・不要不急の出張は極力見合わせます。
  - ・出張する場合は最小限の人数にとどめます。
- (4) その他
- ①懇親会について
  - プライベートを含め、極力控えます。
- ②接客・打合せ(内部打合せ含む) について
  - ・相手の了解を取った上で、極力電話、メール等を使用するなど、感染防止に努めます。
  - ・少しでも体調の悪い事務局員は応対しないよう、部署内で調整します。
  - ・マスクの着用、相手との距離を置くなどの対応を行うとともに、時間の短縮を心掛けます。
- ③その他
  - ・手洗い、手消毒の徹底、マスク着用等、個人での感染防止策に努めます。
  - ・所内での手接触箇所等の清掃に努めます。